

## 東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、産地戦略に基づく栽培施設又は共同利用施設の整備又は改修、高性能な農業機械の導入等を支援することで農業の生産力の強化を図ることを目的とする東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内の農地において事業（あいち型産地パワーアップ事業実施要領（平成30年12月20日付け30園産第581号農林水産部長通知別紙。以下「県要領」という。）による補助の対象となる事業をいう。以下同じ。）を実施すること。
- (2) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、事業に要する経費の5分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額）以内の額（100万円を上限とする。）に、県要領に基づき算定される補助金額を加えた額以内において、予算の範囲内で町長が定める額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（収支精算書）（園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金等交付要綱（以下「農産振興要綱」という。）別記様式第5号）
- (2) あいち型産地パワーアップ事業計画書（実績報告）（農産振興要綱別記様式第25号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一事業につき1回限りとする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、第4条の規定による申請の内容に変更が生じたときは、速やかに、東浦町あい

ち型産地パワーアップ事業費補助金変更承諾申請書（様式第3）に、変更の内容が分かる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、東浦町あいち型産地パワーアップ事業費補助金変更承諾（不承諾）決定通知書（様式第4）により交付対象者に通知するものとする。

（着手）

第7条 交付対象者は、第5条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、当該交付決定前に事業の着手を行う場合は、あらかじめ、県の指導を受けた上で、東浦町あいち型産地パワーアップ事業交付決定前着手届（様式第5）を町長に提出するものとする。

- 2 交付対象者は、前項の規定による届出をした場合を除き、補助事業に着手したときは、速やかに、東浦町あいち型産地パワーアップ事業着手届（様式第6）を提出するものとする。

（実績報告）

第8条 交付対象者は、補助事業が完了したときは、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金実績報告書（様式第7）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 収支予算書（収支精算書）（農産振興要綱別記様式第5号）
- (2) あいち型産地パワーアップ事業計画書（実績報告）（農産振興要綱別記様式第25号）
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付額確定通知書（様式第8）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第10条 交付対象者は、前条の規定による通知を受けたときは、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付請求書（様式第9）に振込先の口座番号等が確認できる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求があったときは、交付対象者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他町長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

(立入検査等)

第12条 町長は、交付対象者に対して、必要な指示をし、報告を求め、又は施設に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

東浦町長

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付申請書

東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金の交付を受けたいので、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき申請します。

申請額 \_\_\_\_\_ 円

様式第2（第5条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付（不交付）決定通知書  
年 月 日付けで申請のありました東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金について、下記のとおり決定しましたので東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

（1）交付・不交付

（2）補助金の交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 （不交付の場合）不交付の理由

様式第3（第6条関係）

年 月 日

東浦町長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金変更承諾申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた東浦町あいち型産地パワーアップ事業について、下記のとおり計画を変更したいので、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき申請します。

記

1 変更の内容

2 計画変更の理由

様式第4（第6条関係）

文 書 番 号  
年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金変更承諾（不承諾）通知書  
年 月 日付けで申請のありました東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金の変更について、下記のとおり決定しましたので東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき通知します。

記

1 決定内容

（1）交付・不交付

（2）変更後の補助金の交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 （不交付の場合）不交付の理由

様式第5（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付決定前着手届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金に係る事業について、下記条件を了承の上、補助金の交付決定を受ける前に着手したいので、東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき届出します。

記

〈条 件〉

様式第6（第7条関係）

年 月 日

東浦町長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

東浦町あいち型産地パワーアップ事業着手届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた東浦町  
あいち型産地パワーアップ事業補助金に係る事業について、着手しましたので、東浦  
町あいち型産地パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき届出します。

様式第7（第8条関係）

年 月 日

東浦町長

住 所

氏 名

（法人にあつては名称及び代表者氏名）

東浦町あいち型産地パワーアップ事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた東浦町あ  
いち型産地パワーアップ事業補助金に係る事業が完了したので、東浦町あいち型産地  
パワーアップ事業補助金交付要綱の規定に基づき報告します。

事業完了日 年 月 日



